

# コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

## 凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法	金商法
金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令	定義府令

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>●民法上の任意組合に関する金商法の適用関係の明確化</b>		
1	「法人その他の団体が他の法人その他の団体と共同して」とあるが、個人が参加するコンテンツの製作委員会等も対象に含まれるようにすべきである。	個人は、必ずしも専門業者としての性質を有さず、また、悪質な業者による規制の潜脱的な行為によって被害を受ける可能性もあるため、定義府令第7条第1項第3号の対象として個人を含めることは適当でないと考えられます。
2	「コンテンツ事業…を行うことを約する契約」とある部分は、「コンテンツ制作等…を行うことを約する契約」とすべきである。(なお、これに伴い「これに附帯する事業」とある部分は、「これに附帯する行為」とすべきである。)	定義府令第7条第1項第3号は、出資対象事業から生ずる収益の配当等を受けることができる権利から除かれる権利を規定するものであることから、御意見のような修正を行うことは適当でないと考えられます。
3	「…約する契約に基づく権利」には、当該契約が目的とするコンテンツ制作等により取得される著作権等の権利は含まないことを明確化してほしい。	定義府令第7条第1項第3号は、出資対象事業から生ずる収益の配当等を受けることができる権利から除かれる権利を規定するものであることから、御意見のような修正を行う必要はないと考えられます。
4	<p>定義府令案第7条第1項第3号イの「出資対象事業の全部又は一部に従事する」とは、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第2条第2項に「コンテンツ制作等」として列挙された各行為に従事する場合に限られず、これらに付随関連する行為を行う場合が広く含まれることを確認したい。特に、以下のような行為を出資者が行う場合には、「出資対象事業の全部又は一部に従事」していることを確認したい。</p> <p>(1) コンテンツの広告宣伝活動に、代理店として関与すること</p> <p>(2) いわゆるP &amp; A費用と呼ばれる広告宣伝費等を貸し付けた上で、その使用状況等の管理、チェックを行うこと</p>	個別事例は実態に即して判断する必要がありますが、定義府令第7条第1項第3号イの「出資対象事業の全部又は一部に従事すること」には、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第2条第3項に規定するコンテンツ事業に従事することのみならず、コンテンツ事業に附帯すると考えられる事業に従事することも含まれます。

	<p>(3) コンテンツの製作、利用の過程において、必要となる資材、権利、許諾等の取得のために、第三者との交渉や調整等の支援活動を行うこと</p> <p>(4) 所属するタレントを当該コンテンツに出演させること</p> <p>(5) 当該コンテンツの原作の利用を許諾したり、当該原作の出版を行うこと</p> <p>(6) 当該コンテンツに使われる音楽のレコード原盤の利用を許諾したり、当該レコード原盤の商業的利用を行うこと</p> <p>(7) 町ぐるみでコンテンツの製作に協力すること</p>	
5	<p>金銭的見返りの収受の方法について「製作委員会側から支払を受ける場合」に限定し、「一定額を製作委員会に納め、残額を留保する場合」を排除すべき理由はないものと思われるため、定義府令案第7条第1項第3号口の(1)、(2)に加え、「当該出資対象事業に係るコンテンツの全部又は一部の商業的利用ができる権利」を規定すべきである。</p>	<p>定義府令第7条第1項第3号口(1)の「当該出資対象事業に従事した対価の支払を受ける権利」には、「一定額を製作委員会に納め、残額を留保する場合」も含まれるため、御意見のような修正を行う必要はないと考えられます。</p>
6	<p>定義府令案第7条第1項第3号口(2)の「名称の表示」は、当該出資対象事業に係るコンテンツの利用のいずれかの形態において名称の表示が実現されていれば足り、利用態様の如何を問わず全ての利用の局面において、名称の表示がなされる権利を有していることが求められるわけではないとの理解でよいか。また、名称の表示は、「出資者」であることが明らかになる態様による必要はないとの理解でよいか。</p>	<p>「名称の表示」は、出資対象事業に係るコンテンツの利用の全ての局面において行うことができる必要はないと考えられます。また、出資者であることが明らかになる態様による必要はありません。</p>
7	<p>定義府令案第7条第1項第3号口(2)の「出資者の事業につき広告若しくは宣伝をすることができる権利」とは、具体的にどのような場面を想定しているのか。この部分は、「コンテンツの利用に際し」「出資者の事業につき広告宣伝をする」のではなく、「出資者の事業についての広告宣伝」に「コンテンツを利用する」場面を想定しているのではないか。</p>	<p>「出資対象事業に係るコンテンツの利用に際し、当該出資者の事業につき広告若しくは宣伝をすることができる権利」として、例えば、コンテンツの広告・宣伝に際して、当該出資者の事業について併せて広告・宣伝を行うことができる権利等があり得ると考えられます。</p>
8	<p>定義府令案第7条第1項第3号ハの要件は不要であり、削除すべきである。少なくとも、全員の同意を義務付ける必要はないと思われる。</p>	<p>他の出資者の同意なく出資持分が出資者以外の者に譲渡される場合は、事業の共同性が低いと考えられること等から、当該要件は必要と考えられます。</p>

●取引先持株会に関する金商法の適用関係の明確化

9	<p>定義府令第7条第1項第2号の改正案では金商法上の有価証券等から除外される取引先持株会について、その出資対象者が個人の場合、「個人にあってはその事業に関して当該会社と取引関係にある場合に限る。」とし、事業者以外の者が含まれないこととしているが、その目的がより投資者保護に資する方向で改定するものであるならば、投資者の主体、取引の種別を限定することで達成するのではなく、投資者の明確性という観点をメルクマールとして規制する方法を改めて検討してほしい。</p>	<p>金商法上の有価証券等から除外される取引先持株会について、その出資対象者に事業者以外の者が含まれないことを明確にするために改正を行うこととしたものです。</p>
10	<p>条文に「個人にあってはその事業に関して当該会社と取引関係にある場合に限る」が追加になり、会員の範囲がより明確になった。</p> <p>明確になることにより、下記の例において取引先持株会の会員の範囲として認められるか確認したい。</p> <p>業種により、取引内容も多様であり、例えば、銀行の融資業務において、融資先の法人、個人の事業に対する資金融資であれば、当該融資先は銀行の取引先に該当すると考えてよいか。</p> <p>株券の発行者である会社との契約により各種教室（英会話教室、ピアノ教室等）を業として営んでいる法人、個人は当該会社の取引先に該当すると考えてよいか。</p> <p>また、該当した場合の留意点についても確認したい。</p>	<p>御指摘のように、具体的な取引の内容等について様々な場合が考えられることから、金商法上の有価証券等から除外される取引先持株会の出資対象者に該当するか否かは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。</p>
11	<p>株券の発行者である会社や上場会社等が持株会社（いわゆるホールディング会社）化している場合、その子会社の取引先は会員の範囲とする旨、日本証券業協会に確認しているが、孫会社の取引先も、会員の範囲として認められるのか。</p> <p>なお、条文に「子会社等（ある会社が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社（定義府令第6条第3項各号に掲げる当該他の会社をいう。）をいう。）」を挿入し整えれば、理解しやすくなると思われる。</p>	<p>御指摘のような「孫会社の取引先」は、株券の発行者である持株会社の子会社の取引先と同視し得る実態がある場合を除き、金商法上の有価証券等から除外される取引先持株会の出資対象者に該当しないものと考えられます。</p>